

【事業者向け】技能実習生の家賃を補助します！

大槌町では、町内企業の雇用人材を確保するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による技能実習生の受入に係る家賃経費の一部を補助します。

1 交付対象者（補助金申請者）

町内に本店又は支店を有する事業主であって、町税等の滞納をしていない者

2 補助金額

- （１）補助率：対象経費から2万円を控除した額の1／2以内（※1）
- （２）補助上限額：1人につき24万円（ただし、月額当たり2万円上限）

3 対象経費

本事業の対象となる家賃は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （１）技能実習生が入居するための賃料（賃貸借契約に定める賃借料の月額から、住宅手当、共益費、駐車場使用料等を除いた金額）相当額であること
- （２）対象期間が、補助金の申請者（雇用主）と入居者との雇用契約で定めた期間内であること
- （３）賃料の月額が4万円以上であること
- （４）入居者又は雇用主が契約した民間賃貸住宅であること
- （５）入居者1人につき、連続する12か月を上限とする
（過去において、当該補助金の交付を受けている場合、対象期間の累計とする）

ただし、次の各号のいずれかに該当する期間は、対象経費から除くものとする。

- （１）月途中の入退去により日割りで計算となる期間
- （２）住所地とは異なる居住地から通勤している期間
- （３）国や県が実施する家賃に係る補助金等の交付を受けている場合、これらの補助金等に該当する期間

4 補助金申請の流れ

技能実習生の受入れ決定、民間賃貸住宅の入居に係る契約締結

- 補助金交付申請
- 補助金交付決定通知
- 家賃支払・雇用主から入居者に対し、補助金相当額を支給
- 補助金交付請求（3月末）
- 補助金振込

5 補助金申請

補助金を申請するときは、次の書類一式を提出して下さい。

- （１）人材確保宿舍等借上支援補助金交付申請書（様式第1号）
- （２）賃貸借契約書の写し（大家・契約者との契約）
- （３）入居契約書類の写し（契約者・入居者との契約）
ただし、入居者本人が賃貸借契約の契約者である場合は、添付不要
- （４）対象経費内訳書（別紙）
- （５）家賃内訳証明書（様式第2号）
- （６）入居者の住民票謄本
- （７）入居者の雇用契約書の写し
- （８）その他、町長が必要と認める書類

【お問い合わせ・申請先】大槌町産業振興課（電話：0193-42-8725）